

御存じですか？

～安全運転相談窓口のご案内～

下記の病気により、自動車等の運転に支障がある方は、**症状等によっては**、運転免許が取得できなかったり、取り消されたりする場合があります。警察では、病気にかかっていること等により自動車等の運転に不安がある方のための相談窓口を設けております。

- ・ 認知症
- ・ 統合失調症
- ・ てんかん
- ・ 再発性の失神
- ・ 無自覚性の低血糖症
- ・ そううつ病
- ・ 重度の眠気の症状を呈する睡眠障害
- ・ その他運転に支障のあるもの

運転免許の取得及び運転免許証の更新の手続を適正に実施するため、**運転免許申請又は運転免許証更新申請時には、自身の症状に関する「質問票」に正確に記載してください。虚偽の記載があった場合、罰則が適用されることがあります。**

病気等で、自動車等の運転に不安がある方は、安全運転相談窓口まで相談してください。

相談は電話による予約制 予約受付 土日休日を除く 9:30 ～ 16:00

- | | |
|---------------|----------------|
| ○ 宮城県運転免許センター | (022-373-3601) |
| ○ 石巻運転免許センター | (0225-83-6211) |
| ○ 古川運転免許センター | (0229-22-8011) |
| ○ 仙南運転免許センター | (0224-53-0111) |
| ○ 気仙沼警察署 | (0226-22-7171) |

運転免許を取得しようとしている方又は、 運転免許を持っている方へのお願い

- 免許取得・免許証更新時には、自身の症状に関する質問票に正確に記載してください。
～ 虚偽の記載があった場合、
罰則が適用されることがあります。～
- 免許の取得に関し不安がある場合には、
警察に相談してください。
～ 宮城県運転免許センター等には、安全運転相談
窓口を設置し、相談をお受けしています。～
- 体調不良などの理由により、運転に支障が
あると感じたときは、運転を控えてください。
～ 処方されている薬を飲み忘れたときや、睡眠不足で
体調が悪いときなど～
- 運転に支障のある状況が、長期間又は頻繁
にある場合は、警察に相談してください。

※ 安全運転相談窓口では、一定の病気にかかっている方などの運転免許に関する相談を受け付けています。

相談は電話による予約制 予約受付 土日休日を除く 9:30 ～ 16:00

- 宮城県運転免許センター (022-373-3601)
- 石巻運転免許センター (0225-83-6211)
- 古川運転免許センター (0229-22-8011)
- 仙南運転免許センター (0224-53-0111)
- 気仙沼警察署 (0226-22-7171)

「質問票」の内容に

あなた自身の症状について正確に回答して下さい。

質 問 票

次の事項について、該当する□にレ印を付けて回答してください。

- 1 過去5年以内において、病気（病気の治療に伴う症状を含みます。）
を原因として、又は原因は明らかでないが、意識を失ったことがある ☐はい ☒いいえ
- 2 過去5年以内において、病気を原因として、身体の全部又は一部
が、一時的に思い通りに動かせなくなったことがある。 ☐はい ☒いいえ
- 3 過去5年以内において、十分な睡眠時間を取っているにもかかわらず、日中、活動している最中に眠り込んでしまった回数が週3回
以上となったことがある。 ☐はい ☒いいえ
- 4 過去1年以内において、次のいずれかに該当したことがある。
・飲酒を繰り返し、絶えず体にアルコールが入っている状態を3
日以上続けたことが3回以上ある。 ☐はい ☒いいえ
・病気の治療のため、医師から飲酒をやめるよう助言を受けている
にもかかわらず、飲酒したことが3回以上ある。
- 5 病気を理由として、医師から、運転免許の取得又は運転を控える
よう助言を受けている。 ☐はい ☒いいえ

宮城県公安委員会 殿

令和 7年 6月 1日

上記のとおり回答します。

回答者署名

宮城 花子

（注意事項）

- 各質問に対して「はい」と回答しても、直ちに運転免許を拒否若しくは保留され、又は既に受けている運転免許を取り消され若しくは停止されることはありません。
（運転免許の可否は、医師の診断を参考に判断されますので、正確に記載してください。）
- 虚偽の記載をして提出した方は、1年以下の拘禁刑又は30万円以下の罰金に処せられます。
- 提出しない場合は手続きができません。